

措置命令の概要と今後の対応

1. 措置命令の対象

電気料金メニューのうち、スマートコースおよびシンプルコース（自由料金）と従量電灯A（規制料金）との比較に関する当社ホームページやパンフレットの表示

2. 消費者庁が認定した事実

2022年4月1日から2023年1月12日までの間において、以下のとおり、従量電灯Aよりもスマートコース・シンプルコースの方が安価であるかのように表示していた。

- ・スマートコースについて、「従量電灯Aよりも、1年間で約1,200円おトクになる」等と当社ホームページ等で表示
- ・シンプルコースについて、「従量電灯Aで電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！」等とパンフレット等で表示

しかし、同期間においては、燃料費調整の上限価格の超過により、スマートコースおよびシンプルコースに適用される燃料費調整額が従量電灯Aを上回っており、実際には安価にならない場合があった。

当該表示は、取引条件について実際のものよりも著しく有利であると誤認させるものであり、景品表示法に違反するものであった。

3. 措置命令の概要

- 本件について一般消費者に周知すること。
- 同様の表示を行うことにより、取引条件について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしないこと。
- 同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを当社の役員および従業員に周知すること。

4. 今後の対応

本件調査が始まって以降、景品表示法を含む法令の遵守に関する社内規程の制定や見直しなどを行ってきたが、今後もこれらの再発防止策を着実に実施していくとともに、今回の措置命令についても確実に履行することで、同様の事案を発生させることのないよう取り組んでいく。

具体的には、表示に関する業務に携わる従業員を対象とした景品表示法に関する研修の充実、表示に関するチェック体制の強化などに取り組んでいく。

以上